

日 時：平成 30 年 8 月 7 日（火）13:30～15:03

場 所：農林水産省 4 階 第 2 特別会議室

## 水産政策審議会資源管理分科会

### 第 8 9 回議事録

## 水産政策審議会第89回資源管理分科会

### 1 開 会

日 時：平成30年8月7日（火）13:30～15:03

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

### 2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員	大森 敏弘	亀谷 寿朗	嘉山 定晃	田中 栄次	東村 玲子
	南山 金光	柳内 克之	山川 卓	山本 勇	

特別委員	井本 慶子	小杉 和美	菅原 美徳	津田 幸喜	東岡 保
	船本 源司	三國 優	柳川 延之	山内 愛子	山下 久弥
	若狹 信幸				

### 3 水産庁側出席者

神谷資源管理部長 中管理課長 高瀬漁場資源課長 藤井増殖推進部参事官

岩本資源管理推進室長 斎藤沿岸・遊漁室長 魚谷生態系保全室長 福田国際課付調査官

### 4 議 事

別紙のとおり

## 目 次

1 開 会	1
2 議 事	
【諮問事項】	
諮問第 301 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第三条第七項の規定に基づく 基本計画の検討等について	2
【審議事項】	
(1)平成 3 0 年度漁獲可能量留保枠の配分について	12
(2)資源管理指針の一部改正について	15
【報告事項】	
(1)太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について	15
(2)N P F C（北太平洋漁業委員会）年次会合の結果について	18
【その他】	21
3 閉 会	

○管理課長 皆さん、こんにちは。予定の時刻となりましたので、ただいまから第89回資源管理分科会を開催させていただきます。

本日の事務局を務めます管理課長の中でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておられませんので、御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたします。挙手をいただき、それからの御発言をお願いいたします。

委員の出席状況についての御報告でございます。

本日は、資源管理分科会委員9名中、現時点で7名の方が御出席いただいております。また、定足数は満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

なお、大森委員と、あと近藤特別委員、ちょっと今席があいておりますが、後ほど御出席いただく予定となっております。

特別委員は、16名中10名の方に御出席をいただいているところでございます。

本日の資源管理分科会においても、前回と同様、紙の席上配付は最小限とし、ノートパソコンにて資料を御覧いただく形式としております。画面情報の資料番号のタブ、左側にページ番号のしおりがございますので、説明にあわせて御覧いただきますようお願いいたします。

うまく動かない場合には、事務局員が後ろに控えておりますので、御遠慮なく御質問いただければというふうに存じます。

なお、壇上のスクリーンにも資料を投影しております。ちょっと見にくいかと思いますが、御覧になれる方は、こちらを御覧いただければというふうに思います。

では、次に机上の配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第と資料一覧、あと資源管理分科会委員名簿、ノートパソコンの使用法でございます。

資料は以上となりますが、漏れ等はございませんでしょうか。なければ進行させていただきます。

もしも、今現時点で報道関係のカメラ撮りが入ってございましたら、カメラ撮りはここまですとさせていただきますので、ここで御退席の方よろしく願いいたします。

それでは、山川分科会長、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 本日はご多用のところ御出席くださりまして、ありがとうございます。

では、早速ですけれども、座って議事に移らせていただきます。

本日は、諮問事項が1件、審議事項が2件、報告事項が2件でございます。

本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず諮問第301号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」ですが、御検討いただく内容は、くろまぐろ大型魚の都道府県別に定める数量の変更等についてです。事務局から、資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の岩本でございます。よろしくお願いいたします。まず、初めに諮問文を読み上げさせていただきます。

30水管第1220号  
平成30年8月7日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第301号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（平成30年6月22日一部改正。以下「くろまぐろ基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり、くろまぐろ基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、くろまぐろ基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

続きまして、配付資料について御説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料2が諮問内容でございます。

資料の確認ですが、資料2-1、これが基本計画の変更案を新旧対照表でお示ししてございます。

また、資料2-2は追加・修正箇所を下線を引いた溶け込み版、資料2-3は大型魚の留保の配分の考え方について、資料2参考は先般7月20日に自民党の水産総合調査会で示された中間とりまとめ案とそれに対する水産庁のくろまぐろ大型魚の追加配分案となっております。

それでは、まず資料2-1を用いて、今回の改正の背景について御説明させていただきます。

5月31日の資源管理分科会におきまして、くろまぐろの基本計画についてご審議いただいたところでございますが、この際に委員からもさまざまな御指摘をいただきました。また、パブリックコメントにおいてもさまざまな御意見をいただいたところでございます。

そのため、水産庁からは、6月のプレスリリースにおきまして、第4管理期間における大型魚の漁獲枠の留保分については順次配分する。また、6月末から7月末にかけて各都道府県で現地説明会を開催し、そこでの議論を踏まえ、具体的な配分の方針を速やかに示すとしたところでございます。

また、この方針にあわせまして、資料2-1の新旧対照表の1ページの右下にございますように、基本計画案中、第3の1の(2)の注釈に、「「配分を留保する数量」の取扱いについては、漁業関係者及び水産政策審議会の意見を聴いた上で、速やかに考え方を示すこととする」という文言を追記してございます。

国が留保を保持しておりました主な理由につきましては、まず1つに、第3管理期間前期間でございますけれども、第3管理期間において我が国の漁獲枠を超過した場合に、都道府県等の配分量に影響が出ないようにするため、また2つ目に、大臣管理量の漁業種類の配分量、都道府県別の配分量を超過した場合に他の配分量への影響を回避するため、こういう点でございました。

資料は飛びますけれども、資料5の12ページを御覧いただけますでしょうか。

ここには、第3管理期間の集計結果につきまして、7月20日に公表したものを掲載してございます。小型魚につきましては、漁獲枠3,423トンに対しまして3,405トンの漁獲量でありまして、99.5%の消化、また大型魚につきましては、漁獲枠5,132トンに対しまして4,940トンの漁獲量で96.2%の消化となっております。このような状況でございます。

結果、小型魚、大型魚双方、我が国の漁獲枠を超過していないというふうな状況でございます。

この結果、第3管理期間において我が国の漁獲枠を超過した場合に備えて留保・保持する必要がなくなりまして、また留保の一部を配分する条件が整ったということから、今般、くろまぐろ大型魚における留保の配分の考え方につきまして、資料2-3のように取りまとめいたしましたので、資料2-3を御説明したいと思っております。御覧いただきたいと思っております。

まず、第4管理期間に活用できます留保の数量を求めさせていただきました。これまで12カ月分相当としまして727.4トンの留保があるとしてきましたが、知事管理分につきましては、今期の第4管理期間におきましては7月から3月までの9カ月間という期間にございますので、知事管理分につきましては4月から6月分に相当する留保を除外しまして、今期活用できる留保の数量が664.1トンというふうに算定をしてございます。

続きまして、留保の配分方法でございます。その下の2ページを御覧ください。

まず第1段階といたしまして、配分の際に漁獲枠の約1割を国の留保として配分しなかった数量につきまして今回配分することといたしてございます。ただし、大中型まき網漁業につきましては、この1割については追加配分せずに、引き続き国の留保とさせていただいてございます。

このことによりまして、知事管理漁業については79.1トン、また近海かつお・まぐろ漁業等につきましては18.5トンを追加配分することといたします。

次に、3ページを御覧ください。

第2段階といたしまして、知事管理量につきまして、直近の3カ年の7月から3月の漁獲量の最大実績値を配分量とするよう、留保から配分することといたしました。これにつきましては、現行の配分案が直近の3カ年の平均値から算出してございますが、大型魚につきましては来遊が安定しないということ、極端に落ち込んだ年があるということなどの指摘があったことを踏まえまして、とった措置となっております。

また、近海かつお・まぐろ漁業等につきましても、直近3カ年の最大実績値を配分量とするよう、留保から追加配分することといたしました。

このことによりまして、知事管理漁業については144.4トン、近海かつお・まぐろ漁業等については33.3トンの追加配分というふうな形になってございます。

続いて、4ページをお願いいたします。

第3段階といたしまして、大型魚の来遊がどの程度拡大するのか予測が困難な状況となっている中、実績の少ない微少割当都府県におきまして、一時に大幅な超過が生じる可能性があるということから、来遊の見込まれない府県を除きまして配分枠が20トン未満の都府県に対し一律5トン混獲管理のための留保枠として、知事管理分として150トン配分することとしてございます。

以上のような検討をまとめましたのが、5ページという形になってございます。

この結果、最終的には留保から423.5トンを追加配分することといたしまして、その結果、近海かつお・まぐろ漁業等は218.8トン、知事管理分の沿岸漁業につきましては1,105.9トンとなりまして、国の留保は239.1トンとなります。

資料2-3の、以下の参考資料につきましてはデータでございますので、御参照いただければと思います。

続きまして、資料2-1に沿って説明をさせていただきたいと思っております。

資料2-1につきましては、今回の基本計画改正案の新旧対照表となっております。主な変更点について御説明いたしますが、まず全体の漁獲可能量について変更があります。これは、小型魚につきまして第3管理期間の集計が終わりまして、全体数量としては我が国の漁獲枠を超過しなかったこと、また都道府県別漁業種類別の超過量が確定したことから、第4管理期間の漁獲可能量や都道府県の配分量などが決まったため、変更をしております。

なお、沿岸漁業につきましては第3管理期間で獲り控えをした数量は第4管理期間以降

に上乘せ措置を行うこととしていたところですが、現在、上乘せ数量について関係都道府県と調整を行っているところでございます。

具体的には、今期の上乗せ可能数量が超過量の合計の236.9トンでございまして、現時点での第4管理期間の上乗せ数量規模が302.62トンでございます。

また、都道府県との数量調整でございますけれども、この計画の変更に関に合うようであれば上乘せ数量について公表させていただきまして、計画の数字も変更させていただきたいと考えておりますので、この点、御了承いただければと考えてございます。

そのほか、主な修正点といたしまして、5ページの第5の2項を新設してございます。都道府県が配分を留保していた数量は、都道府県の判断で放出できるものとしたということでございます。

また、6ページの第5の6についてでございますけれども、こちらにおいては都道府県間の枠の移譲も可能というふうな形にしたところでございます。

そのほかにつきましては、修辞上の修正ですとか、わかりにくい文言などの表現、手続の明確化等を行ったところでございます。

なお、本件につきましては、現在、行政手続法に基づきますパブリックコメントを7月25日から8月23日まで実施しているところでございますので、あわせてお知らせしておきます。

事務局からは、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等、よろしく願いいたします。

井本委員。

○井本特別委員 御説明ありがとうございました。

今回の留保の配分について、まき網の立場から御意見をさせていただきます。

日本海で操業する大中型のまき網漁業に関しましては、くろまぐろへの依存度が非常に高くなっております。特に日本海西部を中心に操業する大中型まき網では、6月には水揚げ金額の約9割以上を占める重要な魚種となっております、くろまぐろがなければ操業は成り立ちません。

境港では、くろまぐろは既に夏の風物詩として定着しております。特にくろまぐろの漁獲時期については境漁港の端境期に当たりまして、7月は特に境港が誇るベニズワイガニも休漁期間に入りまして、この時期におけるくろまぐろの境港にとっての役割というのは広告塔として非常に大きなものがございまして、そのPR効果は甚大でございまして、評価額にすると、はかり知れないほどになります。

平成30年6月、7月のくろまぐろの水揚げ高は12億6,000万円。これが市場に上場されますと、卸売の取り扱いは同額。さらに仲買の取り扱いも同額となりまして、この資金の流れは漁獲の夏枯れの環境下においては利益確保以上に非常に重要なものとなっております。



また、卸売、仲買はもちろんですけれども、製氷であるとか運送、飲食、小売等への経済的波及効果というのも与える恩恵は幅が広くて、雇用確保等社会的にも大きな役割を果たしております。

さらに大中型まき網のくろまぐろというのは全国各地の量販店等で販売されておまして、一般消費者が生鮮のくろまぐろを食べる貴重な機会をまき網が提供していると自負しております。

今回の大型のくろまぐろの漁獲枠の変更については、結論としては大中型まき網だけが1割相当の留保枠を設定された形になっております。大中型まき網は平成23年から日本海で、また27年からは全域で大型魚の数量管理を行っておりまして、1度もその枠を超過したことはございません。その意味からも大中型まき網には留保枠は必要ないと考えております。今後の枠の決定には、そういった事実をぜひとも考慮していただきたいと思っております。

また最後に、現在盛んに報道がされておりますけれども、WCPFCでは我が国周辺のまぐろ資源の実態を関係各国にしっかり理解していただいて、漁獲上限量の増枠が必ずなされるよう強固に交渉していただきたいと思っております。また、増枠となった場合には、過去の漁獲実績等を考慮して、公平な配分を行っていただきたいと要望いたします。

加えて、今日は近藤委員がご欠席というふうに伺っておりまして、同じまき網の立場から近藤委員からコメントを預かってまいりましたので、それもあわせて一緒に代読させていただきます。

今年のISCの資源評価では緩やかに回復傾向とされておりますが、漁場では小型魚も大型魚もたくさんまぐろが跳びはねているのが実際に見られております。まき網では8年前から、全体では4年前から取り組んできました小型魚の漁獲規制の効果で、科学的評価結果以上にくろまぐろは急速に増加していると漁業者として実感しております。科学的な評価と現場実感に時間差があることは承知しておりますが、そのギャップが大き過ぎることが現在の混乱につながっていると思っております。

私が述べたのと同じなんですけれども、以下、WCPFCでは我が国周辺のまぐろ資源の実態を関係国にしっかり理解してもらい、漁獲上限量の増枠が必ずなされるよう強固に交渉してください。そして、増枠された場合には、大中型まき網にも応分の増枠をお願いいたしますとのことでした。

以上です。

○山川分科会長 御意見ありがとうございます。事務局から何かコメントございますでしょうか。

○資源管理推進室長 貴重な御意見、ありがとうございます。

今いただきました御意見につきましては、また今後、くろまぐろの資源管理を行う上で重要な御意見として参考にさせていただきたいと思っております。

○井本特別委員 よろしく願いいたします。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

松居委員。

○松居特別委員 沿岸漁業者の立場から一言発言をさせていただきます。

このたびの大型くろまぐろの漁獲枠の追加配分については、漁業関係者の意見を踏まえ、沿岸漁業者に配慮した配分であるため、原案どおり異議はございません。

ただし、第5管理期間に向けては、漁獲実績以外に考慮すべき事項、配分ルール等の見直しについて検討するというところでございますので、一言意見を述べさせていただきたいと思っております。

配分の考え方でございますが、現行は漁獲実績のみに基づき配分が行われているわけでございますけれども、沿岸漁業はくろまぐろが前浜に来遊しなければ漁獲することができず、またその年によって漁獲量の変動は大きく、まき網漁業のように積極的に現場にとりに行き、一定量を漁獲できる漁業ではございません。

特にはえ縄、一本釣り漁業は零細な漁業者がくろまぐろの漁獲で生計を立てておりまして、追加配分を含めても過去の実績より少なく、漁業経営が困難な状況にございます。他種漁業への転換も難しいことなども考慮する必要があると考えております。

また、沿岸漁業は漁村地域を支える産業であるほか、国境監視など多面的機能の役割も貢献しておりまして、漁村の衰退は国家の危機につながる、そういう考えを持っているところでございます。

今後とも沿岸漁業が漁村の維持形成に大きな役割を担っていくためにも、沿岸漁業に十分考慮した配分が必要であると考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。これも御意見として承ったということによろしいでしょうか。

中課長。

○管理課長 すみません、管理課長でございますが、今の御意見、沿岸サイドの御意見、あとまき網サイドの御意見も含めて、後ほどまた説明させていただきますけれども、この8月以降——まあ、10月までを予定しておりますけれども、くろまぐろ部会というものを設置させていただいて、漁業者の方からの御意見をとことん聞かせていただいて、それを踏まえてどういうふうな客観的基準というのがあり得るのかということをしかりと議論して、そういう客観的な基準のもとに第5管理期間以降の配分を行うというふうに考えております。そこはそういう議論の機会があるということで、そこにいろいろな漁業者の方からたくさん御意見いただいて、議論を深めてまいりたいというふうに思っております。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

嘉山委員。

○嘉山委員 この大型魚の追加配分の少ない県に対して5トンずつなんですけれども、もっとこれ、全く使わないような県も5トン足されているというのもちょっとあれなんで、使いそうな県に留保枠としてとっておいて、もし超えてしまった場合、その県に配分する

ような形でもいいんじゃないかと思うんですけども。5トン一律に足すのではなく、もうちょっと何か考慮して足していてもいいんじゃないかとは思っています。

○山川分科会長 岩本室長、お願いいたします。

○資源管理推進室長 御指摘ありがとうございます。今回の基本計画の中でも県間での留保を可能にするということを規定させていただいてございますので、そういったケースにも柔軟に対応していけるような形で運用していきたいというふうに考えてございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

では、東村委員。

○東村委員 東村でございます。

今おっしゃったのかと思いますが、道府県間の配分を移譲する、都道府県間で移譲するということが可能になったということですが、これは想定されているのは、割と隣接した都道府県のみならず、例えばもう大胆に九州から北海道とか、そういうのもあり得ることかと思う——まあ、この文字どおりならそうだと思うんですが、このときに国が調整役みたいなことをしていただくような、そういう、何か実態としてどんなことを想定されているのか質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 岩本資源管理推進室長、お願いいたします。

○資源管理推進室長 当然ながら、どの県とどの県でということはあるかと思いますが、県間同士での調整というのも全く否定するわけではございませんけれども、そういったところには水産庁の方も助言なり指導をしていけるような環境をつくっていきたくと考えてございます。

○東村委員 すみません、追加ですけれども、例えばイメージとしてはこの府県が今足りない、この府県がちょっと欲しいというのが、情報が共有できるような、例えばインターネット上でとか、そこまではまだ考えてはいらっしゃらないんですか。そういうのがあると便利かなという、まあ、思いつきに近いことで大変失礼ですけれども、よその国だとそういうこともあるので、御質問と、もしこれがずっと永続的にこういう府県間の移譲を認めていくような方向ならばそういうのもいいのかなというふうに考えてコメントさせていただきます。質問及びコメントさせていただきます。

○資源管理推進室長 現状、くろまぐろの資源管理につきましては、都道府県の担当者会議等を年に何度か開催してございまして、そこで情報のネットワークというようなところも構築しているところでございます。そういったところをまずは活用していきながら、委員御指摘の点についても、今後の課題として考えていきたいというふうに考えております。

○東村委員 どうもありがとうございました。

○山川分科会長 ほかに御意見等ございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 田中でございます。

1つコメントがあるんですけども、全部知事に枠を渡してしまった形になっていると

いうことは、知事の責任で管理していただくというのが趣旨だと思うんです。つまり、もうちょっと水産庁に甘えず、資源管理を自主的に行うということを考えてもらいたいということだと思うんです。そういう意味で、各都道府県の知事には管理の方をよろしく願いますということをお伝えいただきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○山川分科会長 御意見として承ったということによろしいでしょうか。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 コメントになるんですけども、先ほどからいろいろな委員の方からお話がありました配分の方法についてですけども、実績に基づいて当初の配分計画がされたとはいえ、WCPFCでの決議があった後に、余りデータがない中で均等にわかりやすい形で振り分けられたのが最初の経緯であったと記憶しております。であるならば、今回設定した漁獲枠の実績として見られている過去3年なり、その前の分というのは実際に本当にどれだけこれまで皆さんが歴史的にとられてきたのかという実績に本当にどれだけ基づいているのかということが1つ質問になります。

コメントとしましては、その配分の際には、今回太平洋くろまぐろの資源というのは、一番直近の資源評価であれば漁業開始前の資源に対して2.6%という非常に低い状態にあります。となると、全ての漁業者に十分な配分が行き渡らないということを考えると、そういった場合に、もう既にこの資源というのが企業的な漁業経営を支えるに足る資源にはなっていないということは1つ指摘できるかと思えます。そういったことに基づきますと、こういったものを小規模漁業であったりですか、沿岸のそういったコミュニティ、地域に基づくような漁業をどうやって維持していくのかという非常に大切な観点も含めて、どれだけとれるかということよりも、こういった危機的な状況では小規模漁業であったり沿岸漁業に対するある程度の配慮というのは必要であろうというふうに思っております。

もう一つ、今回の資源評価、ISCの資源評価でありますけれども、これはアップデート評価であって、1年分のデータを足しただけのフルのいわゆる資源評価というものではありません。なので、回復基調が確実だということは、まだまだいわゆるフルの本格的な資源評価がされるまでは明確ではないということを考えますと、実際にこの時点でこれだけ太平洋くろまぐろの資源に依存している日本が漁獲枠の増加という非常にリスクの大きいところの提案をされるということは少し心配に感じているところです。

以上になります。

○山川分科会長 事務局から御説明ございますでしょうか。

○資源管理推進室長 今回、大型魚の都道府県間への配分を検討するに当たって、過去3年間、資料でいいますと2-3のスライド番号で言うと11ページになってございます。沿岸漁業につきましては、やはり年ごとの漁獲量の落ち込みとか、そういうことがございますので、今回参考にさせていただきましたのは27年から29年の漁獲実績をもとに各都道府

県でどの年が最大値になっているかということ踏まえて検討をさせていただいてございます。

○管理課長 ちょっと補足でございますが、漁獲実績に基づいた配分とはいえ、過去3年分の実績というのが不十分で、むしろ、くろまぐろの本来の資源の姿と比較すれば、本来くろまぐろの漁獲というのはもっと大きくて、もっといろいろな漁業者の経営の支えになっていたはずのものなので、今の直近過去3年の余り資源がない、それほどふえていない時点での漁獲実績というものに基づく配分というのは、今後将来ずっとそれが基礎になるべきではないんじゃないのかというふうな意味合いだというふうに認識いたしました、その辺のところも含めて、先ほどのくろまぐろ部会の中で、今後の配分については検討していきましょうということでございます。

まず、この第4管理期間については、まず直近の過去実績、それはそれでそれなりに経営の背景になっている漁獲であって、直近の経営をこういう分量で支えているという部分は間違いないというふうに思いますので、第4管理期間についてはこういう形でパブリックコメントさせていただいているというところでございます。

2点目のフルの資源評価。今回WCPFCに出しているものもフルの資源評価ではないと。この資源評価に基づいて日本が漁獲枠を増加させるというのはまだ危ないのではないのかというふうな御意見ではございますが、基本的にWCPFC上のルールで——というか、それも日本から提案したルールでございますが、それは国際枠組みの中で認められていて、その枠組みに基づいて、今の資源評価に基づけば、達成確率も98%ということで、今の枠組みの中では十分漁獲枠の増加というものを求めているところに来ているんじゃないのか。もともと保守的に設定していた目標というものをクリアできている水準でございますので、それであれば今の段階で中間的に漁獲枠の増加を求めていくというのも合理的なんではないかということで、これは我々としては進めていきたいというふうな考えでございます。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 おくれて参りまして、申しわけありません。

大型魚の第4管理期間の当初のパブコメも含めて設定したことについて、沿岸の漁業者を中心に相当不信、不満の声が上がったわけでございます。その結果、水産庁としてこういった検討結果を踏まえて、今日出させていただいているということでありますので、この経緯、経過についてはおおよその関係漁業者の方々には伝わってはいると思いますけれども、今後もここは念押しの上にも念押しをして、そういった関係漁業者の方々が理解をし、その上でしっかりと管理をしていくというところになるように、また第5管理期間のことも含めて水産庁の強いご指導をお願いしたいと思います。

また、今まで小型魚の管理で相当苦労してきております。その上で今回大型魚がTAC管理をするという中で、ここに至るまでも相当な混乱があったわけですがけれども、やはり限られた枠の中ですから、いずれにしろ、調整というのは非常に難しい。漁業の持つ醍醐味というか、漁業者の生きがいというか、魚を漁獲するという特性、特質があるわけです。

もちろん、資源をしっかりと管理していかなきゃいけない。これを兼ね合わせていかなければいけないわけですので、漁業者のモチベーションというのを維持していくためにも、第5管理期間に向けてWCPFCで日本提案に基づいた、ISCの評価に基づく増枠の要請というのは、我々としてはこの成果を大変期待しております。これだけ多くの漁業種類が実質漁獲をしていくわけですので、これなかりせば、第5管理期間もまた相当なもめごとになるというふうに思います。漁獲の状況も、またどういうふうになっていくかというのは毎年毎年これだけ変化をしているわけですので、WCPFCでは日本の今方針というのが決まった中で、ぜひしっかりと実現に向け対応していただきたいというふうに思います。

以上です。

○山川分科会長 御意見として承ったということによろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

柳内委員。

○柳内委員 これまで皆さん、委員の先生方からの御意見等々ありまして、基本的にはこの問題はなかなか難しい問題だとは思っております。とはいえ、国際ルールがあった上での我々我慢を強いられるという中で、まき網も1割の留保がまだ解除されないとか、過去3年の最大実績の増枠も認められない等々あるとは思いますが、沿岸の皆さんも非常に苦しいお立場、状況もあると思いますので、漁業者全体に対しては魚価経営面を勘案して水産庁の各種施策でいろいろサポートしながら、資源管理が順調に進められるよう環境整備のさらなるお願いをお願いしたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。御意見として承ったということによろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

では、特にないようでしたら諮問第301号については、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

また、本件につきましては、現在、行政手続法に基づくパブリックコメントを行っているとの事務局からの御説明ですので、内容に大きな変更があった場合には委員の御意見を再度聞いていただいて、事務手続上の部分的な修正、あるいは文言の訂正等の軽微なことにつきましては私にご一任いただきたいと思います。

さらに、小型魚の第3管理期間の上乗せ数量については、先ほども事務局から都道府県と調整中とのお話がありましたけれども、パブリックコメント終了時までには上乗せ数量が決定されれば、その数量も計画変更にも反映させて次回の分科会で事務局から報告することとしたいと思いますけれども、あわせてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問事項についての審議は、以上です。

続きまして、審議事項に入ります。

審議事項は2件あります。

まず1つ目の「平成30年度漁獲可能量留保枠の配分について」ですが、審議いただく内容は、まいわしの漁獲可能量留保枠について、大中型まき網漁業に対する配分及び石川県に対する配分についてです。

最初に、大中型まき網漁業に対する配分について、事務局から資料の説明をよろしくお願ひします。

○資源管理推進室長 資料3-1に入ります前に、大中型まき網漁業に対します配分の、留保枠配分に関する経緯を簡単に説明したいと思います。

資料3-1の参考を御覧ください。

昨年の11月の第85回の資源管理分科会におきまして、漁獲可能量の2割に当たる16万トンについて、資源の来遊状況等に応じて農林水産大臣が配分するものとしまして、再配分に際しましては太平洋系群、対馬暖流系群に相当する資源量と漁獲を考慮することが承認されたところでございます。

その後、本年5月の第88回資源管理分科会におきまして、石川県に対して同県が漁獲する対馬暖流系群に相当する留保枠から3,500トン进行配分することが承認されたところでございます。

そういう背景があるということで、資料3-1の1ページ目の表を説明させていただきたいと思ひます。

まず、一番上段でありますけれども、「農林水産大臣が定める数量」というのがございますが、これが今回審議をお願いする配分数量となっております。

2段目の「基本計画第4の2の表に定める数量に、農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量」というものがございまして、これは当初の数量に今回審議をお願いする配分数量を加えた数量という形になっております。すなわち、当初配分が30万2,000トンであったものに7万1,000トンを加えた数量となっております。

また、3段目の「留保の残枠」につきましては、当初留保枠16万トンから第88回分科会で承認されました石川県の3,500トンと今回の7万1,000トンを減じた数量となっております。

最後の4段目に書いております「うち太平洋系群相当量」というものは、当初留保枠のうち太平洋系群相当量であります14万1,000トンから7万1,000トンを減じた数量となっております。

続きまして、審議をお願いする7万1,000トンの背景と算出の考え方について説明をさせていただきます。

資料3-1の2ページをお開き願ひします。

まず背景でございますけれども、大中型まき網漁業につきましては、資源評価結果等に基づきまして、海区ごとに数量を定めて管理を行っていただいているところでございます。

近年、主要漁場でございます三陸沖、また北海道の東沖におきましては、太平洋系群の資源量が増加してきたことを受けまして漁獲がふえております。下の表にありますように、特に昨年、平成29年の漁期の増加が著しいというふうな状況になってございます。

(3)でございますけれども、今漁期、三陸沖では昨年の漁期並みの漁獲が続いておりまして、7月末の時点で目標管理数量の9割を超えている状況にございます。また、漁期が始まった北海道東沖につきましても、三陸沖の操業状況ですとか来遊量予測等から昨年漁期並みの漁獲がある見込みとなっております。

そういったところで配分量算出の考え方でございますけれども、太平洋側の年間予測漁獲量、下に書いております①と②の合計値でございますけれども、それと目標管理数量、太平洋側の海区の目標管理数量の合計値との差としたいと考えてございます。

具体的には、①に書いてございますように、三陸沖及び北海道東沖につきましては、7月末の累計漁獲量に平成29年漁期の8月以降の漁獲量を足したものの、またそれ以外のその他の太平洋側の海区につきましては、7月末の累計漁獲量に過去5年の8月以降の漁獲量の平均というふうな形で計算をしていきたいというふうに考えてございます。

説明は、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等よろしくお願ひいたします。

柳内委員。

○柳内委員 まいわしのTACの配分について御意見申し上げます。

本年の大中型まき網のまいわしの漁獲状況ですが、主要な漁場である北部太平洋では、今年前半の1-6月累計漁獲量が過去5年平均の1.5倍となっております。沖の船からの情報でも、まいわしの群れは多く、かつ広範囲に見られることから、まいわし漁獲の増加を実感しております。

加えて、北海道東部沖においては、8月から本格的な漁場が始まりますが、先行して道東沖での棒受け網の操業につきましても相当の漁獲実績と聞いております。

このような状況のもとで、今回留保枠の放出をいただいたことには、まずはありがたく思っておりますが、まいわしの群れの多さを考えますと、これからいわし漁が飛躍的に伸びることも考えられることから、その際には資源の再評価に基づくTACの再設定及び大中まきに対する枠の配分を速やかに行っていただくようお願い申し上げます。

今回の配分量算出の考え方を今拝見しましても、今後この8月以降は去年の漁獲量をベースにしているというところで、去年を上回る漁獲というのを想定していない追加配分量になっていると感じております。

漁業者の感覚としましては、おとしよりも去年、去年よりも今年と、かなり資源量がふえて、来遊量がふえていると感じておりますので、ちょっとこの辺の感覚のずれといたしますか、差がまだ残っているなど感じておりますので、今後の追加配分のさらなる放出、それからそもそものTACの再設定等、見直しの余地があるようでしたら、その辺はぜひ



お願いしたいと思えます。

またもう一点、いわしの管理につきまして御意見申し上げますと、まいわし資源の評価は太平洋系群と、それと対馬暖流系群——まあ、日本海と分けて評価が行われているところでございますが、資源が爆発的に増大する折には両海区で資源が混じり合う状況があるのではないかと漁業者の中でも考えがございます。

近年、海洋環境が大きく変わりつつあるところがございますので、これまでの知見が通じなくなるおそれもあるのではないかと考えております。

現在、まいわしの管理は全国一本となっていていただいておりますが、このような状況も十分考えていただきながら、今後も全国一本で管理していただくのが何かと柔軟な臨機応変な対応ができるような状況かなと思えますので、重ねてお願い申し上げます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。御意見として承ったということによろしいでしょうか。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

では、特にならなければ、原案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、石川県に対する配分について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 石川県に対します配分の説明を行います。

資料3-2の1ページの表の説明から入りたいと思えます。すみません、先ほどと重複しますが、御了承ください。

一番上のところが今回審議をお願いする配分数量となっております。2番目のところが、当初の数量1万8,000トンに第88回分科会で承認をいただいた3,500トン、さらに今回審議をお願いする数量の2,500トンを加えた数量となっております。

3段目につきましては、大中型まき網漁業に対する配分を承認した時点での留保枠の残枠8万5,500トンから、今回の2,500トンを減らした数量となっております。

最後の対馬暖流相当量というのが当初留保枠のうち対馬暖流系群相当量の1万9,000トンから第88回で承認いただいた3,500トンと今回の2,500トンを減じた数量となっております。

続けて審議をお願いする2,500トンの背景と算出の考え方について御説明をさせていただきたいと思えます。

まず背景でございますけれども、(1)に書いてございますとおり、今年の2月上旬から定置網の方で大量入網が発生したことを受けまして、5月に開催させていただきました88回の資源管理分科会におきまして年間予測漁獲量といたしまして、4月末の漁獲量に過去5年の5月以降の漁獲量の上位3年平均というような形で石川県に定められた数量との差である3,500トン进行配分することが承認されたところがございます。

そのような状況の中で、5月の下旬から開始されました中型まき網漁業の操業におきまして、例年は7月以降に形成されますアジ、ブリ、こういった魚種の漁場が形成されずに、まいわしの漁場が固定化されたというふうな状況になってございます。まき網漁業者につきましては、水揚量の制限に取り組んだところでございますけれども、7月20日時点の漁獲量は石川県に定められた数量の9割に達しているというふうな状況になってございます。

具体的な配分量の算出の考え方でございますけれども、年間予測漁獲量としまして、下の1から3の合計値と石川県に定められた数量、現時点で2万1,500トンとの差とするというふうな形で計算をさせていただきたいと思っております。

まず、1月から6月については実績値で、7月については実績値、20日までの実績値を1カ月分に引き延ばすと。8月以降12月までにつきましては、過去5年間の漁獲実績のうち上位3年平均、これに7月の増加量を掛けた数量をはじき出して数量を出してございます。

事務局からは、以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

特にないようでしたら、原案のとおり決定するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、2つ目の「資源管理指針の一部改正について」の審議に入ります。

まず、事務局から御説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 資源管理指針の改正につきまして御説明をさせていただきます。資料は4になります。

今回の変更の内容といたしましては、漁業種別資源管理のうち、かじき等流し網漁業につきまして、くろまぐろ強度資源管理に取り組む旨を記載したものでございます。

なお、資料4-1に新旧対照表、資料4-2に改正案全文を添付してございますので、それぞれご確認をいただきたいと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

特に御発言ないようですので、資源管理指針の一部改正については原案のとおり決定するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。「太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について」、諮問事項の際にも御説明がございましたが、追加で報告する内容があれば、よろし

くお願いいたします。

○国際課付調査官 資料5の「太平洋くろまぐろの資源状況と管理の方向性」に沿って説明をさせてもらいたいと思います。資源管理部国際課の福田と申します。

太平洋くろまぐろ管理をめぐる状況を示した資料でございますけれども、今回は本年7月のISC総会で承認された新たな太平洋くろまぐろの新たな資源評価の結果、そして9月のWCPFCの北委員会における日本提案について御報告をしたいと考えております。

資料5の11ページ目から18ページ目が該当箇所になります。

まず、資料の11ページ目でございます。本年7月中旬に開催されました第18回のISC総会で採択された太平洋くろまぐろの新たな資源評価結果でございます。

12ページ目の方にもグラフがございますけれども、2016年の親魚資源量は約2万1,000トンと推定されておりまして、2010年に底を打った後、ゆっくりと回復傾向が見られている状況でございます。

また、今回のISCにおいては、現行の管理措置を継続した場合の将来予測も行われまして、WCPFCで合意されている2024年までに歴史的中間値である4万3,000トンに回復させるといった暫定回復目標を達成する確率は98%といった予測結果が出ております。

昨年のWCPFC会合で採択されました漁獲制御ルール、Harvest Control Ruleというものでございますけれども、これによりまして、暫定回復目標の達成確率が75%を上回った場合には、この暫定回復目標の達成確率が70%以上を維持しつつ、かつ次期回復目標の達成確率が60%以上を維持される範囲で、漁獲上限の増加を検討することが可能というのが昨年のWCPFCで合意されたところでございます。

今回のISCの評価結果で暫定回復目標の達成確率が98%と、基準であります75%を上回るといったことが示されたことから、漁獲上限の増加の検討が可能となっております。

次期回復目標についても90%を超える確率となっております。漁獲上限の増加の提案をできる状況となっております。

14ページ目の資料を御覧ください。

これは、さまざまなパターンで漁獲上限の引き上げを行った場合の試算結果を示してございます。①から⑦のシナリオが示されておりますが、①から④が小型魚と大型魚を均等に上限の引き上げを行った場合です。5%、10%、15%といった形で均等に上限引き上げを行ったシナリオということで、右にあります確率ですが、この確率が70%を下回らない範囲で検討できることとなりますので、15%相当まで増加の検討が可能な試算結果となっております。

また、シナリオの⑤から⑦については、小型魚と大型魚の増加比率を変えた場合の試算となっております。小型魚の増加比率を抑えて大型魚の増加比率を引き上げた方がより多くの増枠を検討できるといった試算結果になってございます。

なお、⑤から⑦のシナリオにおいては、東部太平洋における漁獲増加を15%で固定して仮に算定したものの、あるいは韓国の小型魚と大型魚の比率を7対3で固定したもとの計算

されているといったことから、①から④のシナリオとは設定が異なりますので、①から④のシナリオと⑤から⑦のシナリオは単純には比較できないことにご留意をお願いしたいと思います。

次に、15ページ目でございます。単純増加で小型魚、大型魚を同じ比率で引き上げた場合の将来予測の図です。こういった形で資源が展開していくかといったことをシミュレーションした結果でございます。5%、10%、15%と増加させた場合の将来予測のいずれのシナリオも2024年までに歴史的な中間値である4万3,000トンクリアすると、あるいはその次の目標であります2030年までに13万トンクリアするといったような回復目標をいずれもクリアするような試算結果となっております。

こういったISCの評価結果を踏まえまして、日本としましては、先週金曜日にWCPFC事務局に対しまして小型魚と大型魚の双方についてそれぞれ漁獲上限を現状の上限から15%増加させる提案を提出したところでございます。

また、ある年の漁獲量が漁獲上限に達しなかった場合に、その達しなかった分の一定割合を翌年に繰り越せるといった提案もあわせてしております。この一定割合というのは現状では全体の漁獲枠の5%を超えない範囲で繰り越しができるとの提案をしております。

これらの提案は、9月4日から7日に福岡市で開催されますWCPFCの北小委員会で議論されます。そこで合意が得られた場合には、その提案が12月10日から14日にかけてホノルルで開催されるWCPFCの年次会合で検討されることとなります。ここで了承されれば、正式に採択といった運びになるとのスケジュールとなります。

ただ、先ほど来御意見もございましたけれども、関係国からは、資源が回復傾向にある兆候が見られたということについては良いことだが、2016年の資源量を見るとまだ初期資源量の3.3%にすぎないことから、増枠は慎重に考えるべきであるといったような意見、あるいは今回の評価結果が好転したのは2016年の加入が良く、その加入データによるところが大きいわけでありまして、くろまぐろ資源については加入の動向が非常に激しい資源でございまして、2016年1年間の良好な加入によって出た結果をもって、直ちに増枠をすることが良いのかといったような議論が想定されるわけです。予断を許さない状況でありませけれども、日本政府としましては、漁獲上限の増加に向けて粘り強く折衝を行ってまいりたいと考えております。

漁獲ハーベストコントロールについては、昨年のWCPFCで今の資源状況が昨年の段階では初期資源の2.6%、直近の評価では3.3%といったことを念頭に置いて関係国と協議の上、こういった条件であれば増枠の検討ができるといったことが漁獲管理ルールとして合意されたわけでありまして、今回、新しい評価結果が出ましたので、それに沿った形で増枠が正当に評価されるというか、検討されることがWCPFCとしての今後の資源管理を進めていくに当たっても信頼性といいますか、そういった面からも非常に重要だろうというふうに考えてございまして、その点を中心に主張してまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、くろまぐろの資源管理をめぐる状況ということでISCの結果とW

C P F Cにおける本年のくろまぐろ管理の提案について説明をさせていただきました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等、よろしく願いいたします。

山内委員。

○山内特別委員 恐れ入ります。スライドの15にグラフが出ているんですが、私も I S C の年次総会には出ておりましたが、今回非常におもしろい結果だと思ったのは、増枠をしても2024年までのターゲットは達成し得ると。ただ、一方、現行の措置を継続した場合、良好な加入が現状で続く場合には2019年、まあ、2020年までには第1回復目標を達成するという試算も出ています。こういった増枠をしていくということも1つなんですけれども、より早く、あと1年とか2年とかではなくて、非常に早く資源回復を達成して、その後、より適正な持続可能な資源の状態に改めてしっかり枠の配分等を決めていくというようなことは水産庁さんの方ではどのように話し合いというか、検討はされたんでしょうか。

○国際課付調査官 確かに、現状の措置、小型魚については半減、大型魚については2002年から2004年水準の平均という形の措置を維持した方が、より早期に資源は回復するということは当然な話でございます。ただ、一方で漁業の実態というのがありますので、だからこそハーベストコントロールというのを昨年関係国間で議論し、合意したものと考えております。もちろん、検討できるということで、増加しなければならないといった規定ではございませんけれども、現状、沖に漁業者の方が出られると、定置網でもそうでしょうし、曳き縄でもそうでしょうし、特に小型のマグロの増加を実感されておられます。2016年は加入がデータとして上がってきておりますし、2017年にはさらにいい加入が報告されております。本年についても加入状況はいいだろうといったことが推定されておりますので、このような中で漁業者の方には定置網における網揚げの努力、あるいは沿岸漁業においては本年1月以降、小型魚については自粛をお願いしているなど、最大限の取り組みをお願いしておりますので、資源の加入が数年続いていい状況にあり、ハーベストコントロールにも合致しているという中で合理的な形で漁獲制御ルールに基づいて増枠を提案することが今後も沿岸漁業者、あるいは沖合漁業者の方々からくろまぐろ資源管理についての御理解を得るためにも重要だろうというふうに判断いたしまして、日本政府としては、このような提案をした次第でございます。

○山川分科会長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

では、特になければ、次の事項に移りたいと思います。

次の報告事項の「N P F C（北太平洋漁業委員会）年次会合の結果について」、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○国際課付調査官 続きまして、N P F Cの年次会合の結果について説明をさせていただきます。

資料の6番目、資料6を御覧ください。

N P F C、北太平洋漁業委員会の第4回の年次会合が本年7月3日から5日にかけて

て東京で開催されました。その結果について御報告をしたいというふうに考えております。

このNPFCには、日本、ロシア、カナダ、中国、韓国、米国、バヌアツ、台湾の8カ国・地域がメンバーとなっております。

まずサンマの資源管理措置についてでございますけれども、本年4月にNPFCの科学委員会が開催されまして、ここで関係国の科学者が集まってサンマの資源評価がされました。ただ、日本、台湾、ロシアの研究者が考えるサンマの資源状況と中国の研究者が考えるサンマの資源状況の間に大きな乖離があったということで、議論は種々ありましたが、結果としては科学委員会として統一した結果が得られなかったということでございます。

こういったことを踏まえまして、7月に開催されましたNPFCの年次会合におきましては、日本の方から数量管理の枠組みの提案をしたということでございます。

1つは、沿岸国水域と公海に分けて数量管理を行う漁獲数量規制の枠組みでございます。NPFCは、条約対象水域が公海のみでございます。ただ、沿岸国水域も公海における資源管理への協力義務というのがございます。ただ、直接NPFCの管理が適用されますのは公海なものですから、やはりここは水域別にアプローチすることが必要ということで、今回は沿岸国水域と公海に分けた数量管理の枠組みを提案しました。資源管理について、資源評価について科学委員会で統一した見解が得られなかったということもありますので、具体的に何トンとっていいといった提案はしませんでした。資源評価結果が得られれば、こういった枠組みで管理をしていきたいと思いますといった枠組みの提案をしたということでございます。

また、洋上投棄の禁止、あるいは小型魚の漁獲が大半を占めるような漁場での操業自粛などの小型魚の漁獲を抑制することを奨励する措置についても提案をしたわけでございます。

その結果、数量規制の枠組みにつきましては、ロシア、台湾、アメリカ、カナダ、韓国から、その方向性について支持があったわけでありまして。昨年のNPFC会合において数量規制の提案について賛成したのは台湾だけでございまして、それから比べますと同じ沿岸国でありますロシア、あるいはアメリカ、カナダ、韓国の方からも数量管理は必要だとの支持がありました。日本提案の水域別にアプローチする考え方についても理解できるといったことで、その方向性について支持があったわけでございます。

特に同じ沿岸国でありますロシアとの間では、数量規制の導入を含む資源管理措置の強化の必要性について共同ステートメントを出したということでありまして、日本とロシアが協調してサンマの資源管理に当たっているというふうな姿勢がNPFCの場でも示せたという状況でございます。

一方で、中国とバヌアツについては、今年科学委員会で資源評価について統一した見解がなかったといったことありまして、数量規制の導入はまだ早いと、時期尚早として反対したため、来年に向けて数量規制の枠組みを含めた数量管理については、引き続き検討課題ということになりました。

一方で、洋上投棄の禁止だとか小型魚の漁獲抑制の奨励については、日本提案に基づく措置が合意されまして、サンマの資源管理措置に盛り込まれました。

また、今年の科学委員会でサンマの資源評価をめぐって関係国で見解が分かれたということも踏まえまして、委員会として科学委員会に対して来年4月に開催される科学委員会では、サンマについて一致した資源評価が得られるように作業をしっかりと進めていくようにといったことが合意されました。

次にサバでございますけれども、サバについてはまだ現在資源評価の実施に向けた準備作業が進められているという段階でありまして、引き続き資源評価を迅速かつ確実に実施していくということが確認されました。

(3)の底魚類の資源管理措置でございますけれども、北太平洋の公海上に天皇海山という海山海域がありますが、その海域におけるクサカリツボダイの管理についての議論が行われました。クサカリツボダイについては、加入の変動が年によって非常に大きいとの特性がございます。このような特性を考慮しまして、日本からの提案に基づきまして、良好な加入が見られない間においては、漁獲量を近年の半分の水準に抑制して、よい加入条件を待つと。加入の状況については、洋上で適宜モニタリングをしながら、モニタリング調査によって良好な加入が把握された場合には、漁獲上限の引き上げを行うと。漁獲の増加を認めるといったことを骨子とする資源管理措置が合意されました。その措置の詳細については、下の参考のところに記載してございますけれども、そういった順応的な資源の発生状況に応じた形で管理措置の形態を変えていくといったような管理措置が合意されました。

また、(4)ですが、IUU対策として、日本からの提案によりまして、新たに4隻のIUU漁船がリストに追加されました。加えて、公海上の漁船に対して、その国の取締船ではない、第3国の取締船が洋上で検査をすることができる公海乗船検査制度の実施規則が最終化されまして、これによりまして、来年漁期からになるかと思いますが、北太平洋公海上での外国漁船に対する乗船検査が実施できることとなります。

例えば、北太平洋上の公海で操業する中国船に対して、日本の水産庁の取締船が洋上で乗船して、状況を把握するといったような制度ができたということでございます。

以上のように、本年のNPFC会合におきましては、一定の成果もあったところですが、サンマの数量規制については引き続き検討課題となったということでございます。来年に向けまして、科学委員会でもしっかりとした資源評価が行われ、統一した見解を得られるといったことも含めまして、引き続き関係国への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、NPFCの結果について御報告でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等、よろしく願いいたします。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

サンマの数量規制に関する質問になりますが、現在のところ、中国とバヌアツが時期尚早ということで反対しているということなのですが、難しいところかと思いますが、いつぐらいに数量規制が実現するのかということと、恐らく数量規制の先には国ごとの数量を決めると。日本は何トン、中国は何トンみたいな、公海上でもそういうこともあるのかなと考えたところ、考え得ることは今の時点で実績を稼いでおこうというような動きも多分あるかと推測するんです、ほかの公海とかで見られることとして。そういうことに対して数量規制以外の点から、そういう実績を稼がさないような方法というのは、現在新しい許可を出さないということにはなされているということなのですが、ほかに、例えば何か数量以外のものでもって抑えるような、例えばシーズンを抑えるとか、そういうようなことというのは考えられているのかということで御質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 福田調査官、よろしくお祈いします。

○国際課付調査官 本年については科学委員会でサンマの資源評価について統一した見解が得られなかったといったことが大きかったと思います。ただ、資源評価については、資源評価のモデルについては関係国間で合意はされている状況にあり、あとは使うデータをどうするかというところがございます、過去に遡って古いデータまで使うべきだという国と、サンマについては海洋環境の影響を受けるので、それほど古いデータまで使うよりも、過去10年、20年ぐらいのデータを使った方が良いのではないかとといったような見解の差があるという状況でございます。そのギャップを埋めるべく、研究者間での交流を含めまして、1回の科学委員会だけで終わるのではなくて、来年の4月の科学委員会に向けて適宜随時意見交換を行っていかうと考えております。

日本政府としては、早く数量規制の枠組みをつくっていくといったことを目指しておりますので、いつまでかということになりますと、当然昨年も、今年も数量規制の枠組みに関する提案をしましたので、できるだけ早く導入をしたいと考えております。

ただ、御指摘のとおり、船の隻数制限ということについては、中国も含めて、これ以上サンマを対象とする漁船の許可隻数は増やさないことについては合意されていますので、通常の操業を続けるのであれば急激な増加はないはずですし、あるとすればその点をまた見極めていきたいと考えております。

○東村委員 どうもありがとうございました。早く実現するよう祈るといのは、多分皆さん考えていらっしゃるのだと思いますので、私が言うのも何ですが、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、特になければ、その他に移りたいと思います。

その他についてですけれども、資源管理分科会に部会を設置することについて事務局から説明をお願いいたします。



○資源管理推進室長 資源管理分科会に部会を設置することにつきまして御説明をいたします。

資料といたしましては、資料7-1。こちらは、「水産政策審議会資源管理分科会くろまぐろ部会の設置について」というものでございまして、資料7-2がくろまぐろ部会の運営規則（案）、また資料7-3が委員の案、また資料7-4が議論の進め方というふうな形になってございます。

まず資料7-1と7-2に従いまして、部会設置について御説明させていただきます。

大臣管理漁業につきましては本年の1月から、また知事管理漁業につきましては本年の7月から海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量管理が始まったところでありすけれども、くろまぐろの漁獲可能量の都道府県等への配分方法、またその手続について資源管理分科会やパブリックコメントでさまざまな御意見をいただいたところでございます。そのため、水産庁といたしましては、6月に出したプレスリリースにおきまして、第5管理期間の配分に向けて、漁獲実績以外に考慮すべき事項など、配分ルールの見直しについて8月以降、漁業者や専門家の意見も伺いながら検討するとしたところでございます。

そのため、今般、漁業者や専門家の意見を伺うために、資源管理分科会にくろまぐろ部会を設置いたしまして、くろまぐろ漁獲可能量の配分方法について調査、審議していただきたいというふうに考えてございます。

この部会の設置につきましては、水産政策審議会令の第6条第1項の規定によりまして、分科会はその定めるところにより、部会を置くことができるとされてございます。

そのため、資料7-2によりまして、部会の設置に必要であります分科会運営規則（案）について説明を行いたいと思っております。

まず第1条でございますけれども、第1項の規定により部会を置くことといたします。また、第2項によりまして、この部会で調査審議する事項については、くろまぐろの漁獲可能量の配分方法に関し、調査審議することとしております。

続きまして、第2条では、部会の調査審議結果の取り扱いについて規定をしております。結果につきましては分科会に報告をし、分科会でその結果を審議、議決することとしてございます。

第3条につきましては、参考人の選任について規定してございます。

調査審議に必要な場合は、関係漁業者等を参考人として選任しまして、部会への出席を求めることができるというふうな形にしてございます。

最後に第4条ですけれども、この規則の改正は、分科会の議決をもって行うこととしてございます。

部会の設置と、設置に必要な運営規則の制定につきまして、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明について、何か御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

特にないようでしたら、部会の設置、運営規則の制定については、原案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

続いて、委員の選任について御説明します。

部会の委員は、水産政策審議会令第6条第2項により、「部会に所属すべき委員及び特別委員は、分科会長が指名をする」とされています。

資料7-3を御覧ください。

資料7-3は、部会に所属する委員の案です。今回は、私も含めて学識経験者3名を指名することとしたいと考えておりますが、このほか本日の審議も踏まえまして、必要な場合は委員を追加で指名することもあるかと存じます。

この案について何か御質問、御意見等ございましたら、発言をよろしくお願ひいたします。

特に御発言ないようでしたら、委員の指名については原案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

最後に、議事の進め方についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 部会での議事の進め方について御説明いたします。

資料7-4をお開きください。

まず、調査審議する事項でございますが、設置の際にも申し上げましたとおり、くろまぐろ漁獲可能量の第5管理期間以降の配分のあり方についてということでございます。

議論の進め方でございますけれども、まず漁獲実績による第4管理期間の配分の考え方を紹介させていただきたいと考えてございます。

その上で現状を見直すべき、現状見直すべき事項ですとか、あと追加する要素があるかということにつきまして、参考人からのヒアリングなども踏まえて検討していきたいと考えてございます。

また、部会委員での総合討論を行いまして、第5管理期間以降の配分について考え方を取りまとめることにしたいというふうな形で考えてございます。

事務局からの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明について、御意見、御質問等よろしくお願ひいたします。

大森委員。

○大森委員 議論の進め方について異論があるわけではありません。ただ1つお願ひなん

ですけれども、この議論を踏まえて第5管理期間以降の配分の考え方をおまとめになり、このまとめた考え方を資源管理分科会に諮るということになるんだと思いますけれども、私がこの資源管理分科会で何度も申し上げておりますけれども、ほかのTAC魚種については、枠の配分について関係の漁業者、この了解を得た上で分科会にかけている。くろまぐろも同じようにしてくださいということを私は何度も申し上げております。今回もこの部会で考え方がまとまったという段階で、ぜひ関係の漁業者の方々にその考え方をしっかりと説明をしていただいて、理解を得ていただいた上で分科会に上げていただくということをお願いする次第です。

○山川分科会長 御意見ありがとうございます。そのように努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

柳内委員。

○柳内委員 これは公開なんですか。

○資源管理推進室長 公開で行います。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。私もこの分科会で開かれた議論をということと、非常に関係者との密な対話といいますか、コミュニケーションをお願いしておりましたので、こうしたしっかりした仕組みができたことを非常にうれしく思いますとともに、大変な作業かとは思いますが、ぜひ透明性のあるプロセスで委員の方々にも進めていただければと期待しております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

では、ないようでしたら、議事の進め方は原案のとおり決定するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

ほかに何か御発言ございませんでしょうか。

ないようでしたら、次回会合の日程について事務局から御説明、ご案内をお願いいたします。

○管理課長 次回の資源管理分科会でございますが、9月下旬を目途に開催をお願いしたいと考えております。何か緊急な必要が生じて、それ以前に開催することとなる場合には、できる限り早期に御連絡をさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、日程につきましては、後日、事務局から調整させていただきたいと考えておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

本日は長い時間にわたり御議論いただきまして、大変お疲れさまでした。

これもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。